千葉県鎌ケ谷市	北中沢一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、串崎新田、くぬぎ山一丁目から五丁目まで（次の図面に示す部分に限る。）、中沢（次の図面に示す部分に限る。）並びに初富（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十八　陸上自衛隊習志野駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県船橋市	千葉県船橋市	千葉県船橋市
薬円台三丁目二十番地一	薬円台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	田喜野井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、野一丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七林町（次の図面に示す部分に限る。）、三山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西習志野四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、習志野台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、八千代台西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び八千代台東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに薬園台一丁目
千葉県習志野市	千葉県習志野市	東習志野六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
千葉県八千代市	千葉県八千代市	高津（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十九　陸上自衛隊下志津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
千葉県千葉市若葉区	千葉県千葉市若葉区	千葉県千葉市稲毛区	千葉県四街道市
若松町九百二番地	若松町（次の図面に示す部分に限る。）	小深町、山王町及び六方町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	美しが丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、さつきケ丘、下志津新田（次の図面に示す部分に限る。）、大日（次の図面に示す部分に限る。）、めいわ三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、四街道一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに和良比（次の図面に示す部分に限る。）
		千葉県千葉市若葉区	
		愛生町（次の図面に示す部分に限る。）、都賀五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、都賀の台一丁目から四丁目まで、西都賀二丁目から四丁目、みつわ台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、源町（次の図面に示す部分に限る。）並びに若松町（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。